

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：32682

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26590011

研究課題名(和文)台湾/中国における性的マイノリティをめぐる法環境の構造 日本法への示唆を求めて

研究課題名(英文)The structure of the legal situation concerning the sexual minority in Taiwan and China

研究代表者

鈴木 賢 (SUZUKI, Ken)

明治大学・法学部・専任教授

研究者番号：80226505

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：性的マイノリティ法制度化における不可視化モデルに属していた台湾では2000年以降、権利保障モデルへの転換が始まり、2015年の自治体における同性パートナー戸籍註記制度を経て、2017年5月の司法院大法官の憲法解釈で同性間に婚姻を法的に承認することで決着をみた。中国では依然として不可視化モデルへの固着化が続き、変転の兆しが見えていない。台湾のモデルチェンジは、西洋近代的価値(リベラリズムや人権、立憲主義)に対する若い層を中心とする強い国民的コミットメントがあること、それが中国に対する台湾意識の背景を支えていること、女性運動に先導されたLGBTによる社会運動の興隆などによることが判明した。

研究成果の概要(英文)：Conversion to a right protection model started rapidly after 2000 in Taiwan where I belonged to invisible model in sexual minority legal system type, and determination was judged from approving marriage legally during the same sex by constitution interpretation of the judicialyuan in important regulations government post of May, 2017 via a homogeneous partner family census register notation account system in an autonomous body in 2015. On the other hand an invisible model is still continued in China and a change has not started. A Taiwanese facelift was brought by the following factor.(1) The national mainstream has a strong commitment to the Western modern value (liberalism, human rights and constitutionalism principle) mainly by young people.(2) Support a background of the Taiwan consciousness that the Western modern value is opposed against China.(3) A social movement by LGBT led by female movement.

研究分野：基礎法学

キーワード：性的マイノリティ LGBT 不可視化モデル 台湾法 中国法 性的指向 同性婚 同性パートナーシップ

1. 研究開始当初の背景

日本でも 2015 年から渋谷区、世田谷区、そして 2017 年からは政令指定都市・札幌市でも同性カップルを公的に認証する制度が始まり、にわかに LGBT に関心が集まっている。2001 年にオランダで同性間にも法的婚姻を開放する法が制定され、今では欧州、北米、南米、オセアニアの 23 カ国に拡大している。日本ではこれまで欧米諸国の同性パートナーシップ制度（シビルユニオン、ドメスティック・パートナー、PACS など）や同性婚、同性家族と子どもの法的規律などについて、その運動、法形成（立法、司法）、運用実態に関する研究が蓄積されてきた。

欧米ではアンチソドミー法や性行為の同意年齢における差別的扱いなど、法律によって積極的に性的マイノリティを差別し、抑圧する法モデルを採用してきた。そうしたなかでまず非処罰化が進み、ついで権利保護の方向へと進んだ。法主体が最初から析出していた点で東アジアとは異なっている。法的主体としての承認すらない日本を含む東アジアは、権利保護モデルへの移行が欧米よりもより困難となっている。

台湾では日本とほぼ同時に自治体レベルの同性パートナーシップ制度をスタートさせたが、急速に全国にそれを拡大させ、2016 年には同性婚を承認するための民法改正案が立法院に上程されるなど、早くも日本の先へ進んでいる。他方、中国でも湖南省で同性婚を認めないことに対して行政訴訟を提起する当事者が現れるなど、日本では見られない展開が見られる。

文化的、宗教的に近い関係にあり、欧米とは異なり、LGBT に関する法制をまったく持たなかった不可視化モデルにある近隣の台湾や中国については、これまでほとんど研究されることがなかった。皮肉にも日本では距離的、文化的に近い国についての情報が、かえって系統的に提供され、学問的に分析されることがなかったのである。

2. 研究の目的

性別特例法（2003 年）の制定、施行、見直しや、自治体レベルの同性パートナーの公的承認（2015 年）などを背景に、性的マイノリティに関する社会的関心が高まるなか、法制度化のあり方を模索する必要が生じている。欧米に偏りがちであった日本の学術環境のなかで、本研究は対象を近隣の台湾と中国に絞り、その実践、動態の詳細を探り、日本法への示唆を得ようとするものである。

本研究は、台湾と中国が儒教的家族倫理を共有し、キリスト教文化圏には属していないこと、法制度上の不可視化モデルにあることを重視し、その点で欧米よりも日本への直接的な示唆を得られるであろうとの見立てを

している。日本の原状打開へのヒントを得ようとするものである。具体的には、以下、3 つの課題を設定した。

(1) HIV のハイリスクグループとして浮上した男性同性愛者に対する法的扱い。

(2) 同性カップルに対する法的承認のうき。

(3) トランスジェンダーに対する登録簿上の性別変更要件、手続、運用実態。

このうち結果としては、動向に大きな変化を生じた(2)を中心として、研究を進めた。

3. 研究の方法

本研究は以下のような方法により推進された。

(1) 文献による情報収集、生理、分析。文献の購入、インターネットによる情報収集を進めた。

(2) 当事者団体、弁護士、政治家、研究者へのインタビューや参与観察。台湾の NGO、弁護士、政治家、研究者を中心に実施した。

(3) 国内外の実践者、研究者を招聘してシンポジウム、ワークショップ、講演会などを開催し、情報収集、知見の検証、意見交換などを行った。

(4) 国内外の学会、研究会、シンポジウム、セミナーなどに参加し、報告者、パネラー、コメンテーターなどを務め、得られた中間的知見を発表するとともに、その精度を確認し、修正を図った。

(5) 以上に得られた知見、情報を論文として整理し、公表した。また、マスメディアの取材にも積極的に応えることで、得られた成果を広く社会に還元するよう努めた。

4. 研究成果

(1) 性的マイノリティ法制度のモデル化

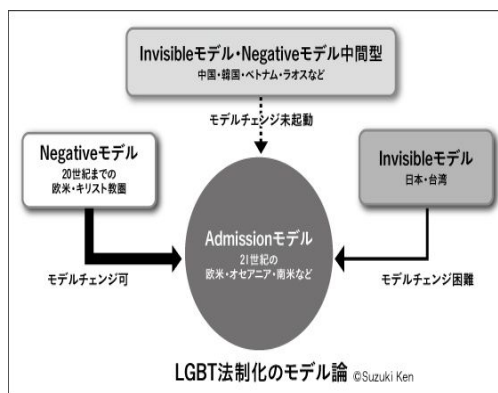
各国の性的マイノリティに関する法制度のあり方には、制度化するタイプ と何らの制度化も行わないタイプ（Invisible モデル）が存在する。欧米キリスト教文化圏では男性間の性行為を宗教的罪として処罰の対象としてきたし、イスラーム圏では今日でも合意にもとづく同性間の性行為や関係性に刑罰を科している（Negative モデル①-1）。

このモデルにあった国の中では 80 年代以降、非処罰化が始まり、90 年代後半以降は積極的に権利を保障する法制を持つようになる。つまり、Admission モデルへのモデルチェンジが進んだ（①-2）。国連で LGBT の権利保障を求める決議が繰り返し出されるようになり、性的指向などによる差別を禁止する法を制定する国も多くなっている。さらに、同性カップルを法的家族として承認すべく、ドメスティック・パートナーなどの制度を創設したり、同性間にも婚姻を開放する動きが加速している。2015 年のアメリカ連邦最高裁の判決で同性間の婚姻を禁止する法律を違

憲としたことで、この動きは世界的な潮流として確定したといえる。

他方、日本や台湾では、性的マイノリティが社会的に存在することを前提とした法制をいっさい持たず、その存在を公共空間において徹底して不可視化してきた。性的マイノリティにシティズンシップが承認されていなかったため、その法制化はより困難を極めた。

さらに、基本的にはのモデルに属しながら、微弱な抑圧的法制をもつ国として、中国や韓国、ベトナム、ラオスなどがある。中国では1979年刑法で無頼行為罪として科刑の可能性を残し、韓国では現在でも軍刑法で男性同性間の性行為を処罰している。これらは①-1と②の中間的モデルと位置づけることができる。以上を図示すれば以下のようになる。



(2)台湾におけるLGBT法制化の進展

台湾では政治の民主化が進む中で、女性運動を始めとするさまざまな社会運動が生起し、人権意識も高揚、ライフスタイルや家族の多様化も見られた。2000年くらいから当事者の可視化が進み、台北市などでは同性愛者のための施策を展開するなど、制度化へ向けての助走が始まった。2004年には始めて性的指向について明記する性別教育平等法が制定され、性的特徴や性的指向の尊重、差別禁止、積極的支援、境遇改善などが盛り込まれ、学校の性教育で「同志」(中国語のLGBTに相当する用語)が扱われるようになる。

2007年の家庭暴力防治法では同性間の暴力もその射程に収め、2009年の性別就業平等法では性的指向による差別を明文で禁止した。他方、同性間に婚姻をもとめる当事者からの請求が、1986年から繰り返し、出されるようになるものの、行政院、地方政府、法院はいずれもこれを現行法の保障の範囲にはないものとして退けてきた。

2006年から4度にわたって立法院には同性婚を認めるための民法改正案が上程されてきたが、第二読会以降へ審議のコマを進めることができずにいた。2013年には当事者団体、台湾同性伴侶權益推動聯盟が3つの多元的家

族を認めるための改正草案を起草し、社会的にも同性婚が注目を集めるテーマとなった。スローガンは「婚姻平権」(婚姻の権利平等)、「多元成家」(多元的な家族を営む)に整理され、同性婚を求めることは性的マイノリティの平等権にかかわる問題であることが明確にされるに至る。

2016年の選挙で同性婚に賛意を表した蔡英文氏が総統に当選し、同性婚賛成派が多い民進党が立法院で多数を占めるようになると、再度、複数の民法改正案が立法院に上程された。2016年12月24日、法案は立法院の委員会審議でふたつの案に整理され、賛成、反対両派による大規模なデモンストレーションが行われるようになり、メディアでも連日大きく報道される主要な社会的テーマとなった。

他方、2015年から高雄市を皮切りに11都市で同性パートナーの戸籍登記制度がはじまり、全国の総人口の8割を越える自治体に普及した。2017年5月末現在、2400組を超える同性カップルがこれを利用している。この制度には日本の自治体の同性パートナー承認と同様、直接的な法的効力はないものの、社会的な可視化を促進し、正規の法制化へ向けての地ならしを提供した。

(3)台湾における婚姻平等化の実現

立法院を中心とする政治の世界、マスコミや世論、社会運動などでは、賛成と反対の音が拮抗し、ブレイクスルーの方向を見いだしがたい膠着状態となっていた。かねて同性愛の当事者、祁家威氏および台北市政府から司法院大法官に対しては現行民法の合憲性につき、憲法解釈を示すよう要請が出されていた。大法官はこれについて解釈を示すことを決定し、2017年3月24日は要請者、関係機関の担当者、学識関係者を招集し、口頭弁論を開催した。そして5月24日には性別を同じくする両名に婚姻を認めていない現行民法を、婚姻の自由を規定する憲法第7条、平等権を規定する第22条に反するとの憲法解釈を示した。立法院には2年以内の法改正を命じ、改正が行われなかったとしても、2年経過後からは戸政事務所での婚姻登録を受け付けるとした。

こうして大きな政治的な抗争のテーマとなったこの問題に、司法部門が最終的な決着を付けたのである。これまでも大法官は大胆な憲法判断により法律を無効化して、民主化推進の旗振り役となってきたが、今回もそうした傾向に倣さずものとなった。人権保障、立憲主義の砦としての大法官は、マイノリティの人権を擁護する側に回ることを13対1の大差で決定した。

本解釈には2015年アメリカ連邦最高裁判決が影響していること、さらに政治的に板挟みになり身動きできずにいた蔡英文総統への助け船という側面がある。蔡総統に指名された立法院長・許宗力大法官をはじめ、大

法官が敢えて歴史の潮流を敏感に捉えることで、台湾の国際社会における地位の向上をねらったものと見られる。その意味では、近代的価値観を頑なに拒否して、性的マイノリティの法制化にまったく取り組む兆しが無い中国への対抗意識も働いたであろう(中国のネガ効果)。

(4)中国における LGBT 法制化の停滞

2016年に湖南省の基層法院では一組の男性同士のカップルからの婚姻承認の訴えを退けた。そのほか大学の教育課程における LGBT についての Negative な記載を改めるよう求める訴訟が提起されるなど、当事者からの散発的な異議申し立てがなされるようにはなっている。また、各地で当事者団体が峻厳な結社環境のなかで細々と活動をはじめており、可視化へ向けての微弱な動きは現れている。

しかし、依然として同性愛などの性的マイノリティにかかわる話題は政治的なタブーであり、公共空間での討論自体が憚られる状況に変化はない。同性愛者も異性婚を強いられており、異性愛女性と結婚している同性愛男性が1400万人～1600万人にも上ると言われている。後に性的指向が原因となって離婚騒ぎとなったり、当事者やその配偶者の自殺を引き起こしている。また、性的指向を矯正する治療を謳った詐欺的な医療行為が跋扈し、混乱に拍車をかけている。2017年5月には西安で開催予定だった同性愛者らのイベントが当局の圧力により中止に追い込まれた。

こうした中国の原状からは性的マイノリティの地下化が、いかなる社会的害悪をもたらすかを実証しているという意味で、日本にとっては反面教師としての意義がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

鈴木賢、「日本基礎法學、法學理論以及法學研究者培養の危機」(中国語)、『台湾法學』、査読無し、241期、2014年、57～61頁。

鈴木賢、「台湾における性的マイノリティ『制度化』の進展と展望」、『比較法研究』、査読無し、8号、2017年、231～246頁。

鈴木賢、「アジア初!台湾で同性婚の法制化なるか」、『BEYOND』(特定非営利活動法人東京レインボープライド) 査読無し第3号、2017年、22～23頁。

鈴木賢、「法的権利を獲得してゆく LGBT 札幌、台湾での成功」、査読無し、『世界』、897号、2017年、34～37頁。

[学会発表](計10件)

鈴木賢、「中華人民共和國法の論理と構造」、中国社会文化学会2014年度大会、2014年7

月6日、東京大学(東京都・文京区)。
鈴木賢、「法廷通譯的角色：一種基於多元法律體制論(legal pluralism)的解釋」、國際シンポジウム「原住民法制發展之機遇及挑戰」、2015年5月30日、台北(台湾)。

鈴木賢、「台湾・中国における取調べの可視化：その現状と課題」、第16回被疑者取調べ録画研究会、2015年7月3日、京都弁護士会館(京都府・京都市)。

鈴木賢、「同性パートナーシップ制度導入を考える：私たちの街づくり」、北海道大学文学研究科応用倫理教育研究センター一般公開フォーラム、2015年11月22日、北海道大学(北海道・札幌市)。

鈴木賢、パネラー、「同性パートナーシップ、同性婚、多元的家族：台湾/日本に寄せて」、同志社大学フェミニスト・ジェンダー・セクシュアリティ研究センターシンポジウム、2016年1月29日、同志社大学(京都府・京都市)。

鈴木賢、「透過区域立法推動多元家庭法制化的路徑模式：以東京(渋谷区及世田谷区)、台北、高雄、台中等地的嘗試為題材」、國際シンポジウム「区域治理與法治發展」、2016年4月24日、南京市(中国)。

鈴木賢、「台湾における性的マイノリティ「制度化」の進展と展望」、比較法学会2016年総会ミニシンポジウム、2016年6月4日、関西学院大学(兵庫県・西宮市)。

鈴木賢、「再論西法東漸：探討日台同性伴侶法律化之路」、日中比較法シンポジウム、2016年11月11日、長春市(中国)。

鈴木賢、「シティズンシップと市民運動 - LGBT をとりまく日本の事情 - 」、北海道大学文学研究科応用倫理教育研究センター一般公開フォーラム、2016年12月18日、北海道大学(北海道・札幌市)。

鈴木賢、「中華人民共和國民法史から見た民法総則の位置づけについて」、日中学術シンポジウム「中国における民法典の整備—民法総則の制定意義」、2017年3月24日、静岡大学(静岡県・静岡市) 同25日、東京大学(東京都・文京区)。

[図書](計2件)

鈴木賢「権力に従順な中国的『市民社会』の法的構造」、石井知章・緒形康・鈴木賢編『現代中国と市民社会 普遍的 近代 の可能性』、勉誠出版、2017年、536～565頁。

鈴木賢「地方都市にも性的マイノリティが生きる空間をつくる」、栗原彬編『ひとびとの精神史 震災前後2000年以降』、第9巻、岩波書店、2016年、333～345頁。

[産業財産権]

なし

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ等

<https://www.suzuki-asian-law.com>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 賢 (SUZUKI, Ken)

明治大学法学部・教授

研究者番号：80226505

(2) 研究分担者

なし。

(3) 連携研究者

なし。

(4) 研究協力者

許 秀雯 (Hsiu-wen, Hsu)

台湾同性伴侶權益推動聯盟理事長、台湾弁護士

士

黄 詩淳 (Siehchuen, Huang)

国立台湾大学法律学院副教授